

## 改正概要説明書

国名：デンマーク

法令名：実用新案規則

改正情報：2006年12月8日命令 No. 1605

2007年1月1日施行

### 改正概要：

1. 実用新案規則の条文の削除及び追加により条文番号が変更された。そのため、多くの条文中の引用条文の番号が変更された。
2. 同様に、実用新案法の条文の削除及び追加により条文番号が変更された。そのため、多くの条文中の引用条文の番号が変更された。
3. 内容をより明確にするため、多くの条文において文言の修正、変更がされた。
4. 分割及び分離に基づく出願に関する規定が新たに設けられた(第15条, 第16条)。
5. 欧州特許出願の変更後の出願に関する規定が新たに設けられ、欧州特許出願がデンマーク実用新案出願に変更されたときは、出願人にその旨を通知し、出願人は当該通知の送付の日から2月以内に出願手数料の支払い、翻訳文等の提出を特許商標庁に提出しなければならないことが規定された(第18条)。
6. 専門家への諮問に関する規定が新たに設けられ、出願の審査及びその他の処理のため、特許当局は他の専門家に諮問することができる旨が新たに規定された(第31条)。
7. 出願人に対する試料等の提出要求に関する規定が新たに設けられ、特許当局は出願人に対し、ひな形、試料等を提出するよう又は調査若しくは実験を実施するよう要求することができる旨が新たに規定された(第32条)。
8. 対応外国出願の審査結果等の要求に関する規定が新たに設けられ、特許当局は、出願人が海外の同一の発明又は考案について特許又は実用新案登録も出願している場合は、当該発明／考案の新規性又はその他の点におけるその特許性／登録性に関する当該特許機関からの何らかの通信に関する情報を提出するよう出願人に対し要求することができる旨が規定された(第33条)。
9. 情報提供に関する規定が新たに設けられ、実用新案出願の審査及びその他の処理の間に当該出願の審査にとり重要な情報が提出された場合は、出願人はその旨を通知され、当該情報の提出人は、該当する場合は、考案の登録が行われているときに審査請求の機会を有する旨を通知される旨が規定された(第34条)。
10. 強制ライセンスの取引可能性の評価に関する規定が新たに設けられ、(1) 実用新案法第41条(1)及び第44条に基づく強制ライセンスの取得可能性を評価するに当たっては、欧州共同体内での実施、又は欧州経済地域(EEA)に関する協定若しくは世界貿易機関(WTO)の設立に関する協定の批准国又は加盟国における実施は、デンマークにおける実施と同等とする旨が規定された(第66条)。

**改正内容：**

- ・名称変更：「特許庁」を「特許商標庁」に変更した。

**第1部 実用新案出願の提出及び登録**

**・第1条（デンマーク実用新案出願）**

(1) 「デンマーク実用新案の出願は、特許庁に提出しなければならない。」と規定されていたが、名称変更により「デンマーク実用新案の出願は、特許商標庁に提出しなければならない。」に変更された。

(2) デンマークを指定国とする国際出願は、特許協力条約(PCT)に基づく受理官庁である当局又は国際機関に提出しなければならないと規定されており、さらに「受理官庁としての特許商標庁に関する規定を第35条から第39条までに定める。」と規定されていたが、「受理官庁としての特許商標庁に関する規定を第40条から第44条までに定める。」に変更された。

(3) 別段の定めがない限り、本規則が適用されるものとして、

「(ii) 実用新案法第20条に基づき手続が行われるか又は実用新案法第25条に基づき審査及びその他の手続が開始された国際出願、及び(iii) 実用新案法第26条に基づきデンマークの特許出願に変更された欧州特許出願」と規定されていたが、「(ii) 実用新案法第29条に基づいて手続が行われるか又は実用新案法第35条に基づいて審査及びその他の手続が開始された国際出願、及び(iii) 実用新案法第36条に従いデンマークの実用新案出願に変更された欧州特許出願」に変更された。

**・第2条（デンマーク実用新案出願に表示する事項）**

(1) デンマーク実用新案出願に表示しなければならない事項のうち、

(vii)に規定されていた「出願人が、実用新案法第16条(1)に基づき登録の延期を請求するか否かという事実」が削除された。また、

(viii)に規定されていた事項が、(ix)に規定され、「出願が生物学的材料の試料の寄託を伴っている場合は(実用新案法第15条参照)、第25条によって必要とされる情報」となり、下線部が改正された。

その他、デンマーク実用新案出願に表示しなければならない事項が削除又は追加された。

(2) 出願の添付書類に含める事項が整理され、明確にされた。

**・第4条（早期登録の請求）**

「登録延期の請求(実用新案法第16条(1)参照)は、出願の中で行わなければならないが「早期登録の請求(実用新案法第24条(2)参照)は、出願に関し特許商標庁に対し何時でも行うことができる。」に変更された。

#### ・第5条（特許要件等の確認）

(1) 「出願人は特許庁に対して、その出願が実用新案法第3条に定められている要件を満たしている旨の確認を求めることができる。」と規定されていたが、「実用新案出願時に特許商標庁は、実用新案法第19条の要件が満たされていることを確認しなければならない。」と変更された。

(2) (新規)「出願人は、特許商標庁に対し、考案が新規であり、かつ、技術水準とは明確に異なるか否かを確定する審査を実施するよう登録前に請求することができる(実用新案法第5条参照)。当該請求の際には、所定の手数料を納付しなければならない。」なる規定が新たに設けられた。

#### ・第6条（出願の言語）

条文番号が変更され、基本書類の定義がされている条文が「第25条」から「第29条」に、また、登録を受けるための条件を規定している実用新案法の条文が「第3条」から「5条」に変更されたが、その他の内容に大きな変更はなく、文言上の表現が修正された。

#### ・第8条（実用新案出願の記録）

特許商標庁が実用新案出願について記録する事項が修正変更された。例えば、「デンマーク実用新案出願である場合は、その出願日及び、効力発生日がそれと異なるときは効力発生日」が「デンマーク実用新案出願である場合は、その出願日」に修正された。

#### ・第2部（出願の種類）

タイトルが「優先権」から「出願の種類」に変更された。

#### ・第9条（優先権を主張する出願）-タイトルが加えられた

(1) 実用新案法第11条に基づいて優先権を取得するために、出願人が優先権を主張しなければならない時期が、「出願と同時」から「出願日後1月以内」に変更された。

#### ・第10条（優先権書類の提出）

(1) 「特許当局が優先権の主張されている出願に関する書類を未だ所持していないか又はそれを知得することができる場合は、同当局は、主張された優先権につき原出願を受領した当局からの証明書を提出することによって書類で立証するよう要求することができる。当該証明書は当該出願の出願日及び出願人の名称又は企業名に関する情報を含まなければならない。特許当局はまた、前記事情下にあつては、前記当局が認証した出願の謄本を提出するよう要求することもできる。」と規定され、下線部が加えられた。

(5) 「(1)及び(4)にいう書類(優先権書類)は、電子的に提出することができる。」旨が新たに規定された。

・「第3章 実用新案出願の基礎として使用される特許出願」なるタイトルが削除された。

・第13条 (以前行われた特許出願に基づく実用新案出願)

(1) デンマークについての特許出願の全部又は一部について、同一の考案に関する実用新案出願の基礎として使用することができる期間が、「当該出願の出願日又は出願日とみなされた日から10年の間」が「最長10年間」に変更された。

(3) 出願人が実用新案出願の基礎として特許出願を使用することを希望する場合は、出願人は、特許出願が特許当局によって回復される可能性なしに棚上げされるか又は最終的に拒絶された後2月以内に、その旨の請求を付して実用新案出願を提出しなければならない。

旧規則は、「当該請求は、実用新案出願と同時に行わなければならない」と規定していたが、この規定が削除された。

・第14条 (実用新案出願が欧州特許出願からの分離又は変更から生じている場合)

(1) 実用新案出願が欧州特許出願からの分離又は変更から生じている場合、実証書類(優先権書類)を提出しなければならないことその他に、出願時に当該欧州特許出願の出願日、特許出願の出願番号、出願人の名称又は企業名に関する情報、及びデンマークが当該出願において指定されている旨の情報が利用可能でなければならない旨の規定が加えられた。

(3) 「出願人が特許商標庁の定める期限内に(1)にいう実証書類又は(2)に従う翻訳文を提出しない場合は、行われた実用新案出願の基礎として特許出願を使用する権利は消滅する。」と規定され、下線部が加えられた。

・第15条 (分割及び分離に基づく出願)(新設)

出願の分割について、新たに以下の規定が定められた。

(1) 複数の考案が基本書類において説明されている場合は、出願を複数の出願に分割することができる。出願人の請求時に、原出願(親出願)から派生した考案に関する新たな出願は、当該親出願と同時に行われたものとみなす。

(2) 出願が相互に独立した2以上の考案に関する事実の結果として分割がなされる場合は、新たな出願は、親出願と同時に提出されたとみなされるためには、当該親出願の対応する減縮が出願人によって承認された後1月以内に、これを提出しなければならない。

(3) 出願人が国際出願において独立した考案の実用新案登録を希望する場合は、当該出願は分割されなければならないが、実用新案法第34条(1)にいう追加手数料が納付済みであっても新出願手数料が納付されなければならない。

・第16条 (分割出願に含まれる親出願に開示されていない考案)(新設)

分割出願が親出願に開示されていない考案を含んでいる場合、当該考案は、当該開示する

書類を特許商標庁が受領した日に提出されたものとみなされる旨が規定された。

・第 17 条 (分割出願の位置付)(新設)

分割出願の位置付として、下記の規定が定められた。

(1) 分割又は分離の場合は、新たな出願に関連して提出された説明及び添付の図面又は写真並びに実用新案クレームは、基本書類であるものとみなす。

(2) 新たな出願は、その提出時の出願からそれが明らかである場合に限り、分割又は分離に起因したものとみなす。原出願の出願日及び出願番号は、分割又は分離に起因する出願に表示されなければならない。

・第 18 条 (欧州特許出願の変更後の出願)(新設)

欧州特許出願がデンマーク実用新案出願に変更されたときは、出願人にその旨を通知し、出願人は当該通知の送付の日から 2 月以内に出願手数料の支払い、翻訳文等の提出を特許商標庁に提出しなければならないことが規定された。

(コメント) 第 18 条には「欧州特許条約第 136 条及び 140 条に規定に従い」とありますが、第 136 条は削除されています。

### 第 3 部 実用新案クレーム、説明及び要約の提出

・第 19 条 (実用新案のクレーム)

旧改正第 15 条が第 19 条となり、一部修正された。

(1) 「実用新案クレームでは、所望の効果を達成するため必要な技術的特徴の点で保護を求める事項を定義しなければならない。実用新案クレームには、次の事項を含めなければならない。」と規定され、下線部が加えられた。その他、実用新案クレームに含める事項の文言が修正された。

(2) 「(1) (ii) から (iii) までにいう事項の陳述は、望ましいときは、図面及び写真(該当するものがある場合)を含め、説明に言及する形態で行うことができる。」と規定され、下線部が加えられた。

・第 20 条 (実用新案に複数のクレームを含める場合)

旧改正第 16 条が第 20 条となり、文言が一部修正された。

・第 21 条 (実用新案出願の単一性)

旧改正第 17 条が第 21 条となり、文言が一部修正された。

・第 22 条 (考案の説明)

旧改正第 18 条が第 22 条となり，文言が一部修正された。

(1) 考案の説明について(ii) が新たに設けられ，「技術的課題及びその解決を理解できるような方法での，保護されるべき考案についての詳細開示，並びに技術水準及びそれらの効果を達成するために必要な手段を参照しての当該考案の効果についての表示」を含める旨が規定された。

(2) 「考案の説明には，考案の理解に役立つ内容のみを含めるものとする。新造用語又は一般的には認められていない用語を使用する場合は，それらの意味を説明しなければならない。」と規定され，さらに「測用の用語及び単位は，北欧諸国で一般に使用されているものから逸脱してはならない。」と規定されていたが，「測用の用語及び単位は，関連技術的分野内で一般に使用されているものから逸脱してはならない。」に変更された。

・第 23 条 (要約の記載)

旧改正第 19 条が第 23 条となり，文言が一部修正された。また，条文番号が変更されたことにより，参照条文が「第 25 条」から「第 29 条」に変更された。

#### 第 4 部 生物学的材料の寄託

・第 24 条 (生物学的材料の寄託)

旧改正第 20 条が第 24 条となり，文言が一部修正された。

(1) 「実用新案法第 8 条(1)に基づく寄託」が「実用新案法第 15 条(1)に基づく寄託」に変更された。

・第 25 条 (寄託を伴った実用新案出願に記載すべき事項)

旧改正第 21 条が第 25 条となり，文言が一部修正された。

(1) 「(第 2 条(1)(ix)参照)」と規定され，下線のように引用条文が変更された。

(2) 旧改正では，「書面をもって通知」とされていたが，下線部が削除された。

(3) 「寄託試料がブダペスト条約に基づく規則の規則 5.1 に基づいて 1 機関から他の機関に移送された場合は，出願人は，移送された寄託に関する受領証を受領した後速やかに，その旨及び寄託試料に与えられた新たな番号を特許当局に通知しなければならない。」と規定されていたが，「受領した後 2 月以内に」に変更された。

・第 26 条 (新たな寄託)

旧改正第 22 条が第 26 条となり，文言が一部修正された。また，引用条文が「実用新案法第 8 条に基づく新たな寄託」から「実用新案法第 15 条に基づく新たな寄託」に変更された。

・第 27 条（寄託機関による受領書の発行）

旧改正第 23 条が第 27 条となり，文言が一部修正された。

第 5 部 実用新案出願の補正

・第 28 条（補正の範囲）

旧改正第 24 条が第 28 条となり，文言が一部修正された。

(1) 引用条文が「基本書類(第 25 条(1)及び第 28 条参照)」から「基本書類(第 17 条(1)及び第 29 条参照)」に変更された。

・第 29 条（実用新案出願の基本書類）

旧改正第 25 条が第 29 条となり，文言が一部修正された。

(1) 引用条文が「実用新案法第 25 条に基づいて」から「実用新案法第 35 条に基づいて」に変更された。

(2) 「前記書類が(1)にいう日に存在していない場合は，基本書類は，最初に提出されたデンマーク語，ノルウェー語又はスウェーデン語による説明及び添付の図面又は写真並びに実用新案クレームであって，それらの内容は出願日又は出願されたものとみなされる日の各々に存在していた書類から明らかに認められる限度までとする。」と規定され，下線部が加えられた。

(3) 「実用新案法第 29 条に基づいて手続が行われる国際出願についての基本書類は，前記規定に基づいて提出された説明，図面，写真及び実用新案クレームの翻訳文，並びに第 46 条に基づいて適用される期限の到来前に行われた翻訳文の補正があるときはその補正を加えたものとする。国際出願が受理官庁にデンマーク語で提出されている場合は，基本書類は，実用新案法第 29 条に基づいて提出された説明，図面又は写真及び実用新案クレームとする。」と規定され，下線に示すように引用条文が変更された。

(4) 「出願の結果出願人の同意を得て登録されたか又は出願が第 46 条に基づいて適用される期限の到来前に（実用新案法第 31 条，第 32 条及び第 34 条参照）拒絶された場合は，基本書類は，当該出願について決定が行われた時に存在した説明，図面又は写真及び実用新案クレームとする。」と規定され，下線に示すように引用条文が変更された。

第 6 部 特許当局による相違点に関する調査及び審査

・第 26 条，第 27 条及び第 28 条が削除された。

#### ・第30条（審査及び調査）

旧改正第29条が第30条となり、文言が一部修正された。

(1) 考案が登録を受けるための要件を規定した実用新案法の条文が、第3条から第5条に変更されたため、引用条文が「実用新案法第3条」から「実用新案法第5条」に変更された。

(2) 調査の対象となる特許文献として、個別の国の特許文献が列挙されていたが、ドイツ、英国、フランス、米国等の特許文献は特許協力条約において調査すべき最小限資料に含まれているため、これらの国の列挙に代えて、「特許当局は、特許データ・ベースが「特許協力条約に従い」使用された限度に従い調査されるべき諸国に関して、調査の追加限度を決定する。」なる規定に変更された。

また、単に「デンマークの実用新案明細書、…」と規定されていたが、「公衆の利用に供せられたデンマークからの実用新案明細書…」に修正された。

#### ・第31条（専門家への諮問）（新設）

出願の審査及びその他の処理のため、特許当局は他の専門家に諮問することができる旨が新たに規定された。

#### ・第32条（出願人に対する試料等の提出要求）（新設）

特許当局は出願人に対し、ひな形、試料等を提出するよう又は調査若しくは実験を実施するよう要求することができる旨が新たに規定された。

#### ・第33条（対応外国出願の審査結果等の要求）（新設）

対応外国出願の審査結果等に関し、以下の規定が新たに設けられた。

(1) 出願人が海外の同一の発明又は考案について特許又は実用新案登録も出願している場合は、当該発明／考案の新規性又はその他の点におけるそのの特許性／登録性に関する当該特許機関からの何らかの通信に関する情報を提出するよう出願人に対し要求することができる。

ただし、情報提供の義務は、国際予備審査であってそれに関する報告が特許当局に提出されているものの対象となっている国際特許出願及び国際実用新案出願に関して、一切定めることができない。

(2) 出願人は、特許当局によって要求される限度で、出願人が当該発明／考案の保護を出願した特許機関を表示し、新規性又はその他の点における特許性／登録性に関する前記特許機関との通信の写し又は謄写を提出しなければならない。出願人が何ら当該通信を受領していない場合は、出願人はその旨の宣言書を提出しなければならない。

#### ・第34条（情報提供）（新設）

以下の規定が新たに設けられた。



実用新案出願の審査及びその他の処理の間に当該出願の審査にとり重要な情報が提出された場合は、出願人はその旨を通知される。当該情報の提出人は、該当する場合は、考案の登録が行われているときに審査請求の機会を有する旨を通知される。

## 第7部 公衆の利用に供される出願書類

### ・第35条（出願公開）

旧改正第30条が第35条となり、文言が一部修正された。

(1) 出願日から又は優先権主張の場合は優先日から15月が経過したときは、出願のファイルは公衆の利用に供される（実用新案法第24条(3)）。

公衆への利用に関し、「考案の登録前に、実用新案出願のファイルが実用新案法第24条(3)に従い公衆の利用に供されるときは、要約は、その最終的文言が決定され次第公告されるものとする。特許商標庁は、要約と共に出願書類の他の部分も公告することができる。公告された要約の写しは、手数料を納付して入手することができるものとする。」と規定され、下線部のように改正された。

また、「出願が棚上げされるか又は出願を拒絶することが決定されたときは、出願書類は公衆が利用できるようにはされない。ただし、出願人が回復を要求するか、拒絶に対して不服を申し立てるか、又は第44条の規定を援用するときは、この限りでない。」との規定が削除された。

(2) 「…出願が実用新案法第12条に基づく特許出願を基礎として行われる場合は、公告には、特許出願の種類(第13条(1)参照)、前記出願の出願日及びその出願番号に関する情報を含めなければならない。出願が生物学的材料の試料の寄託を伴っている場合は、この事実を公告に記載しなければならない。出願人が、実用新案法第24条(7)に基づいて、試料を当該技術の専門家に限り分譲されるよう請求しているときは、その事実も公告しなければならない。」下線のとおり、引用条文が変更された。

(3) 「国際出願に係わる説明及び実用新案クレームの翻訳文が、第41条に基づき適用される期間の満了前であるが、出願書類が公衆が利用することができるようにされた後で補正されたときは、その事実を公告する。」と規定されていたが、引用条文が変更され、「国際出願の説明及び実用新案クレームの翻訳文について、第31条、第32条及び第34条に基づいて適用される期限到来前であるが出願書類のファイルが公衆の利用に供された後に補正された場合は、その事実を公告しなければならない。」に修正された。

### ・第36条（寄託された生物学的材料の試料の分譲）

旧改正第31条が第36条となり、文言が一部修正された。

また、「微生物材料」を「生物学的材料」に変更した。

(1) 「寄託されている微生物材料の試料を求める実用新案法第8条(2)に基づく請求は、ブ

ダペスト条約に基づく規則の規則 11 に従って作成し、特許庁に提出しなければならない。」と規定されていたが、引用条文が変更され、「寄託されている生物学的材料の試料の分譲を求める実用新案法第 24 条(6)に基づく請求は、特許商標庁に提出するものとし、ブダペスト条約に基づく規則の規則 II に従い作成しなければならない。」に修正された。

・ **第 37 条 (試料の分譲)**

旧改正第 32 条が第 37 条となり、文言が一部修正された。

(1) 「試料の分譲を当該分野の専門家に限って行わせる旨の実用新案法第 24 条(7)に基づく請求は、出願が実用新案法第 24 条に基づいて公衆の利用に供される日までに特許商標庁に提出しなければならない。」と規定され、下線のように引用条文が変更された。

(2) 「第 36 条(2)及び(4)にいう限度において 」と規定され、下線のように引用条文が変更された。

・ **第 38 条 (出願のための寄託)**

旧改正第 33 条が第 38 条となり、文言が一部修正された。

また、「宣言が第 36 条及び第 37 条に基づいて行われた場合」と規定され、下線のように引用条文が変更された。

・ **第 39 条 (試料の分譲の請求)**

旧改正第 34 条が第 39 条となり、文言が一部修正された。

**第 8 部 国際出願の受理官庁としての特許商標庁**

・ **第 40 条 (受理官庁としてのデンマーク特許商標庁への出願人の資格)**

旧改正第 35 条が第 40 条となり、文言が一部修正された。

(3)に規定された、「デンマークの居住者でない出願人は、デンマークの居住者であって、特許庁に対して出願に関する全ての事項について代理する者を選任しなければならない。」との規定が削除された。

・ **第 41 条 (受理官庁としてのデンマーク特許商標庁の役割)**

旧改正第 36 条が第 41 条となり、文言が一部修正された。

(2) 「出願についての所定の手数料」を「特許協力条約に基づく規則の規則 14, 規則 15 又は規則 16 に規定された出願についての所定の手数料」と修正された。そして、手数料内訳は以下のとおり変更された。

(i) 国際出願手数料

(ii) 調査手数料, 及び

(iii) 受理官庁としての特許商標庁の出願取扱手数料(送付手数料)

(3) 旧改正第 36 条(3)に規定されていた手数料ごとの納付期限は削除され、「出願手数料は出願の受領から 1 月以内に納付しなければならない。」と規定された。

#### ・第 42 条 (国際調査機関の選択と言語)

旧改正第 37 条が第 42 条となり、文言が一部修正された。

(1) 国際出願に関する規定が第 35 条(1)から第 40 条(1)に変更されたため、「欧州特許庁を第 40 条(1)にいう出願に関する国際調査を行う国際調査機関」と規定され、下線部のように引用条文が変更された。

(2) 「出願が、選択された調査機関((1)参照)が認めている何れの言語でも作成されていない場合は、特許協力条約に基づく規則の規則 12.3 に従い、認められている言語への翻訳文を出願の受領日から 1 月以内、又はスウェーデンが調査当局として選択されている場合は、優先日から 14 月以内に、特許商標庁に提出しなければならない(規則 12.4 参照)。」と規定押され、下線部が加えられた。

#### ・第 43 条 (国際特許出願の保管と記録)

旧改正第 38 条が第 43 条となり、文言が一部修正された。

#### ・第 44 条 (国際出願の国際事務局への送付)

旧改正第 39 条が第 44 条となり、文言が一部修正された。

### 第 9 部 国際出願の翻訳文等

#### ・第 45 条 (実用新案出願の翻訳文)

旧改正第 40 条が第 45 条となり、文言が一部修正された。

(1) 「第 6 条(2)及び(3)の規定は、実用新案法第 29 条に基づく翻訳文及び実用新案法第 35 条に基づく再審理請求の提出に関して、これを準用する。」と規定され、下線部のように引用条文が変更された。

#### ・第 46 条 (国内移行した実用新案出願に係る期限)

旧改正第 41 条が第 46 条となり、文言が一部修正された。

(1) 「実用新案法第 31 条、第 32 条及び第 34 条にいう期限は、実用新案法第 29 条に規定する期限の到来から 4 月後に到来する。」と規定され、下線部のように引用条文が変更された。

(2) 「出願人が、国際出願日から又は優先権を主張する場合は特許協力条約に従う優先日から 19 月以内に、デンマークについての実用新案の保護に対して出願するに当たり国際予

備審査の結果を使用する意思を有する旨の宣言書を提出している場合は、実用新案法第 31 条、第 32 条及び第 34 条にいう期限は、出願手続のための期限である 33 月と同時に到来する。」と規定され、下線部のように引用条文が変更された。そして、期限が「32 月」から「33 月」に改正された。

・ **第 47 条（国際事務局からの通知）**

旧改正第 42 条が第 47 条となり、文言が一部修正された。

「出願人は実用新案法第 29 条の規定を遵守したが、」と規定し、下線部のように引用条文が変更された。

・ **第 48 条（再審理請求の提出期間）**

旧改正第 43 条が第 48 条となり、文言が一部修正された。

(1) 「実用新案法第 35 条(1)に基づく再審理請求の提出期間は、受理官庁又は第 9 条にいう国際事務局が出願人に対して、国際出願日を与えることができない旨を通知した日から 2 月後に満了する。」と規定され、下線部のように引用条文が変更された。

また、「特許法第 38 条(1)にいう決定」が「国際出願日を与えることができない旨」に改正された。

・ **第 49 条（郵便の利用と期限の遵守）**

旧改正第 44 条が第 49 条となり、文言が一部修正された。

(1) 「実用新案法第 29 条にいう事案では」と規定し、下線のように引用条文が変更された。

## 第 10 部 考案の登録及び公告

・ **第 50 条（考案の公告）**

旧改正第 46 条が第 50 条となり、文言が一部修正された。

(1) 「実用新案クレーム、図面又は写真を伴う説明及び要約(実用新案明細書)の公告は、考案の登録後速やかに、特許商標庁の発議によってこれを行う。」と規定され、下線部が加えられた。

また、実用新案明細書に表示する事項のうち、以下の事項が変更された。

(vii) (b) 「国際出願として行われていたときは、国際出願日及び実用新案法第 29 条に基づく手続がとられた日又は実用新案法第 35 条(3)に基づいて出願されたものとみなされる日、並びに国際出願番号、又は」と規定され、下線部のように引用条文が変更された。

(viii) (a)-(c) 「実用新案法第 12 条に基づいて」と規定されて、下線部のように引用条文が変更された。

(viii) (d) 「実用新案法第 12 条に基づいて変更された欧州特許出願を基礎として行われて

いたときは(実用新案法第 36 条参照), …」と規定され, 下線部のように引用条文が変更された。

(ix) 「実用新案法第 11 条に基づいて」と規定され, 下線部のように引用条文が変更された。

(xii) 「出願について実用新案法第 19 条(2)に基づく審査」と規定され, 下線部のように引用条文が変更された。

#### ・第 51 条 (デンマーク実用新案公報)

旧改正第 47 条が第 51 条となり, 文言が一部修正された。

(1) 全文が修正され, 「公告は, 特許商標庁が発行するデンマーク実用新案公報によって行う。」と規定された。

(2) 実用新案法第 21 条(1)に基づく考案の登録についての公告には, 一切の引用文献を除き, 第 50 条に基づく実用新案明細書において提供されるべき情報項目を含めるものとす。」と規定され, 下線部のように引用条文が変更された。

### 第 11 部 実用新案登録簿

#### ・第 52 条 (実用新案登録簿)

旧改正第 48 条が第 52 条となり, 文言が一部修正された。

#### ・第 53 条 (実用新案登録簿への記載事項)

旧改正第 49 条が第 53 条となり, 文言が一部修正された。

(vii) (a) 「デンマーク実用新案出願を基礎として登録されるときは, 当該出願の出願日, 及び効力発生日が出願日と異なるときはその効力発生日」と規定され, 下線部が加えられた。

(vii) (b) 「国際出願を基礎として登録されるときは, 当該国際出願の出願日及び当該出願について実用新案法第 29 条に基づく手続がとられた日, 又は実用新案法第 35 条(3)に基づいて出願されたものとみなされた日, 及び当該国際出願の出願番号, 又は」と規定され, 下線部のように引用条文が変更された。

(viii) (a)-(c) 「実用新案法第 12 条に基づいて」と規定され, 下線部のように引用条文が変更された。

(viii) (d) 「実用新案法第 6 条に基づいて変更された欧州特許出願(実用新案法第 36 条参照)を基礎として行われた出願を基礎として登録されるときは, …」と規定され, 下線部のように引用条文が変更された。

(ix) 「実用新案法第 11 条に基づいて」と規定され, 下線部のように引用条文が変更された。

(xii) 「実用新案法第 19 条(2)に基づく審査が」と規定され、下線部のように引用条文が変更された。

(xiv) 「実用新案法第 21 条に基づいて公告された日」と規定され、下線部のように引用条文が変更された。

#### ・第 54 条 (実用新案登録の取消, 移転等)

旧改正第 50 条が第 54 条となり、文言が一部修正された。

(1) 「実用新案法第 59 条参照」と規定され、下線部のように引用条文が変更された。

(2) 「実用新案法第 61 条(2)に基づいて」と規定され、下線部のように引用条文が変更された。

(3) 「商標庁は、実用新案法第 48 条及び第 49 条に基づいて登録を有資格者に移転させたか又は実用新案登録の失効を宣言したときは、登録簿にその旨を登録する。」と規定され、下線部のように引用条文が変更され、「登録を有資格者に移転させたか又は」が加えられた。

#### ・第 55 条 (実用新案権の移転又はライセンス許諾等の際の登録簿への記載)

旧改正第 51 条が第 55 条となり、文言が一部修正された。

(1) 「登録実用新案権の移転又はライセンスの許諾に関する実用新案法第 40 条に基づく」と規定され、下線部のように引用条文が変更された。

(4) 「登録実用新案に関して、特許商標庁が第 25 条(3)にいう寄託された生物学的材料の移送に関する情報を受領したとき、又は新たな寄託についての受領証の写しを受領したときは(第 26 条参照)、登録簿に当該移送又は新たな寄託についての登録を行うものとする。」と規定され、下線部のように引用条文が変更された。

#### ・第 56 条 (実用新案登録の更新)

旧改正第 52 条が第 56 条となり、文言が一部修正された。

#### ・第 57 条 (実用新案登録の削除)

旧改正第 53 条が第 57 条となり、文言が一部修正された。

### 第 12 部 実用新案登録の行政上の審査

#### ・第 58 条 (審査請求)

旧改正第 54 条が第 58 条となり、文言が一部修正された。

(1) 「実用新案法第 50 条に基づく審査請求」と規定され、下線部のように引用条文が変更された。

(1)(iv) 審査請求に含める事項として、「当該請求が実用新案法第 47 条にいう取得事由の

何れを基礎とするかに関する表示。」が新たに加えられた。

(2) 全文が修正され、「実用新案法第 50 条に基づく請求には、所定の手数料を添付しなければならない。」と新たに規定された。

(4)は削除された。

#### ・第 59 条（審査請求の要件）

旧改正第 55 条が第 59 条となり、文言が一部修正された。

(1) 「審査請求が実用新案法第 50 条及び本規則 58 条(2)の要件を満たさないとき又は請求人を確定することができないときは、当該請求は拒絶されるものとする。」と規定され、下線部のように引用条文が変更された。

(2) 「審査請求が第 58 条(1)の規定を遵守しないときは、請求人は、1 月以内に欠陥を是正するよう求められる。当該請求が適時に訂正されないときは、それは拒絶されるものとする。」と規定され、下線部のように引用条文が変更された。

#### ・第 60 条（審査請求の公告）

旧改正第 56 条が第 60 条となり、文言が一部修正された。

(1) 「実用新案法第 50 条に基づいて行われたとき」と規定され、下線部のように引用条文が変更された。

(2) 「実用新案法第 50 条に基づく請求の提出」と規定され、下線部のように引用条文が変更された。

#### ・第 61 条（実用新案所有者以外による審査請求）

旧改正第 57 条が第 61 条となり、文言が一部修正された。

(1) 「実用新案の所有者以外の者によって審査請求が提出された場合は、当該請求書及び添付書類の写しが実用新案の所有者に送付される。その後、特許商標庁は実用新案法第 50 条に従い審査を行う。当該審査の結果が利用可能になったときは、当該結果は実用新案の所有者に通知され、その者は、必要な場合は、補正された形態での説明、実用新案クレーム及び図面又は写真を 2 月以内に提出するよう求められる。」と規定され、下線部のように引用条文及び文言が変更された。

(2) 「実用新案の所有者が求めに応答したときは、特許当局は、特許当局と実用新案の所有者との間の更なる通信が必要か否かを決定する。」と規定され、下線部のように改正された。

#### ・第 62 条（審査請求後の処理）

旧改正第 58 条が第 62 条となり、文言が一部修正された。

「実用新案法第 50 条に基づいて請求が提出された後、特許当局が登録についての拒絶事

由が存在すること及びその結果として当該登録が取消されるべきことを認めるときは、関係当事者は、当該理由を記載した決定によってその旨の通知が行われるものとする。」と規定され、下線部のように改正され、引用条文が変更された。

・ **第 63 条（実用新案所有者以外による審査請求後の処理）**

旧改正第 59 条が第 63 条となり、文言が一部修正された。

・ **第 64 条（補正された明細書の公告）**

旧改正第 60 条が第 64 条となり、文言が一部修正された。

(2) 「実用新案法第 50 条に基づく請求に関する決定(実用新案法第 52 条参照)についての公告」と規定され、下線部のように改正された。

(3) 「実用新案法第 50 条に基づく請求に関する決定」と規定され、下線部のように引用条文が変更された。

### 第 13 部 雑則

・ 旧第 61 条が削除された。

・ **第 65 条（航空機の予備部品等に関する考案）**

旧改正第 62 条が第 65 条となり、文言が一部修正された。

・ **第 66 条（強制ライセンスの取引可能性の評価）(新設)**

強制ライセンスの取引可能性の評価に関し、以下の規定が新たに設けられた。

(1) 実用新案法第 41 条(1)に基づく強制ライセンスの取得可能性を評価するに当たっては、欧州共同体内での実施、又は欧州経済地域(EEA)に関する協定若しくは世界貿易機関(WTO)の設立に関する協定の批准国又は加盟国における実施は、デンマークにおける実施と同等とする。

(2) 実用新案法第 44 条に基づく強制ライセンスの取得可能性を評価するに当たっては、欧州共同体内における実施、又は欧州経済地域(EEA)に関する協定若しくは世界貿易機関(WTO)の設立に関する協定の批准国又は加盟国における実施は、デンマークにおける実施と同等とする。

・ **第 67 条（追加資料の提出）**

旧改正第 63 条が第 67 条となり、文言が一部修正された。

「特許商標庁は、出願の審査及びその他の処理等のため、必要とみなされるときは、提出された請求等を実証する追加資料の提出を請求することができる。」と規定され、下線部のように改正された。



## 第 14 部 施行

### ・第 68 条 (施行日)

旧改正第 64 条が第 68 条となり，文言が一部修正され，以下のように規定された。

- (1) 本規則は，2007 年 1 月 1 日から施行する。」と規定され，施行日が改正された。
- (2) 「同時に，実用新案出願の審査及びその他の処理並びに登録された実用新案に関する 2003 年 6 月 10 日命令 No. 484 を廃止する。」と規定された。